主

原判決を破棄する。 被告人を懲役拾月に処する。

この裁判の確定した日から参年間右刑の執行を猶予する。

里由

弁護人戸村一正同荻野弘明共同の控訴趣意は別紙記載のとおりで、これに対し次のように判断する。

論皆第二点について。

原判決の拳示する証拠のうち被告人作成のA宛「お願い」と題する書面の控は原審第三回公判期日に弁護人からその取調を請求したものであつからはいわゆる立証趣旨)は公判調書の記載かちは明のからよう事実との関係(いわゆる立証趣旨)は公判調書の記載かちは明のからようにであると当時の被告人側の主張とを対比している。すると当時のであるとものであると主張してのの論拠として罪となるべいでおいるであると主張してするのに反して非となるでであるとき事実にの必要にはないの事実にの必要にはないの事実にの必要にはないの事実にの必要にであるであるともである。とからによりがでは関連法といいのであるに正拠はからであって、とからにはないのであるにはないであって、という結論はというにはないであってはないであってはないのであるにはないであって、それであってはないのであるにはないであって、これによって罪とないのである。

次に、論旨は立証趣旨という点からしても右の証拠を罪となるべき事実認定の資 料に供することは許されないと主張する。これは、ことばをかえていえば、裁判所は証拠の立証趣旨に拘束されるかという問題にほかな〈要旨〉らない。そこで、この 点につき考究するのに、極端な当事者主義の原則を貫ぬくならばあるいは論旨の結 論を</要旨>正当なりとしなければならないかもしれないがわが刑事訴訟法は周知の ごとく当事者主義をかなり強く採り入れてはいるもののなお職権による証拠調の制 度を認めていること等からしても当事者主義のみに徹底しているものとは考えられ ない。そのような点を併せ考えると、刑事訴訟規則第百八十九条が証拠調の請求に あたり証拠と証明すべき事実との関係(立証趣旨)を明らかにすることを要求して いるのは、さしあたり裁判所がその請求の採否の決定をするについてはその参考と するためであると解すべきであつて(このことは同条第四項に立証趣旨を明らかに しない証拠調の請求を却下することができる旨の規定があることからも窺うことができる。) 立証趣旨なるものにそれ以上の強い効力を認めることは、法の精神とす るところではないと解するのを妥当とする。いいかえれば、ある証拠調を請求した者は、その証拠が立証趣皆に従って自己の側に有利に判断されることある反面、い やしくもこれが採用された限り自己の不利益にも使用されることのあるのを予期す べきものなのであつて、この解釈は、あたかも被告人の公判廷における任意の供述が自己の不利益な証拠ともなりうること(刑事訴訟規則第百九十七条第一項参照)とも照応するのである。ただ、強いていえば、次の二点には注意する必要があるであろう。第一は、当事者が証拠を刑事訴訟法第三百二十八条のいわゆる反証として提出した場合で、この場合は証拠調の請求者が自らその証拠能力を限定したことによる。 なるから、これをもつて完全な証拠能力あるものとして罪となるべき事実を認定す ることは許されない。第二には、いわゆる伝聞法則との関係において、立証趣意の いかんによりその書証に対する同意の意味が異なる場合がありまた証人に対する反 対尋問の範囲に相違を生ずることが考えられるので、それらの場合に証明すべき事実との関係で証拠能力の認められないことがありうる。しかし、これらはいずれも証拠能力の問題に帰着するのであつて、厳密にいうと裁判所が当事者の立証趣旨に拘束されたということはないのである。ところで、本件においては、前記「お願い」と題する書面は、もとより弁護人がいわゆる反証として提出したものではない。また、ちの書面を証拠はすることに検察室が同意したのは、なくと紹復を選出 い。また、右の書面を証拠とすることに検察官が同意したのは、なんら留保を附せず無条件に同意しているのであるから、同意との関係において証拠能力を欠くとも いえないわけであつて、以上説明したところからすれば、右の書証はその立証趣旨 、被告人の罪となるべき事実認定の資料とすることになんら のいかんにかかわらず 妨がないというべきであるから、原判決がこれを証拠として拳示したことは別段違

法の点はなく、論旨は理由がない。 (その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)